

横浜美術大学における障害学生支援に関する基本方針

学長 岡本信明

横浜美術大学(以下「本学」という。)は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)」等に基づき、すべての学生に平等な教育を受ける機会を確保し、適切な合理的配慮を提供するため、以下の基本方針を定めます。

1 支援対象学生等

(1) 本学に入学を希望する受験生及び在籍している学生(学部、外国人留学生、研究生)または学外から本学の授業を受講している学生(科目等履修生、単位互換生、交換留学生等)を対象とします。

(2) 本方針において「障害者」とは、「障害者基本法(昭和45年法律第84号)」第2条第1号に規定する障害者、即ち、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(難病に起因する障害を含む。以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとし、本学における教育及び研究、その他本学が行う活動全般において、そこに参加する者すべてを指します。なお「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものです。

2 機会の確保と合理的配慮の考え方

障害のある学生(保護者等関連者含む。)からの要望により、個々の学生の状態・特性等に応じて、多角的な支援体制を構築し、他の学生と同等の修学機会を確保します。ただし、本人による意思表示が困難な場合は、関連者(保護者、教員、職員等)が意思表示支援を行います。

なお、合理的配慮とは、学生と関連者の相互理解を通じて、全ての学生が平等に修学の機会を得られる為の必要且つ適切な調整です。学生・関連者間の均衡を逸した過度の負担を学生・関連者に課すものや、教育の本質・評価基準・他の学生に影響を及ぼすような事柄等に関して、変更または調整を行うものではありません。

3 支援体制

学長を中心として大学全体でサポート体制を整備します。相談窓口を設置し、周知すると共に、寄せられた要望は、各研究室、事務局、保健室が連携し、個別にその都度関係者で相談を行い、学生本人のニーズと本学の現状に即した具体的方策を検討及び実施します。

4 個人情報の保護

支援する上で知り得た学生の個人情報の管理を厳密に行い、第三者に個人情報の提供が必要な場合は、本人の同意を得るものとします。ただし、学生への連携支援を行うために必要と判断した場合は、その目的にのみ使用すると限定の上、支援体制間で情報共有を行うことができます。

5 情報公開

障害のある学生に対する本学の受入れ姿勢・方針を明確にし、その情報の公開に努めます。

6 施設・整備

安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、施設・設備の整備に努めます。